



国立障害者リハビリテーションセンターの 事業のあり方についての検討会 報告書（概要）

国立障害者リハビリテーションセンター

National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities

国立障害者リハビリテーションセンターの事業のあり方についての検討会 報告書（概要）（令和6年12月18日）

近年の国リハを取り巻く状況の変化や今期中期目標の総括を踏まえて、国リハが果たすべき機能や役割、重点的に実施すべき事業等の検討を行い、今後の事業のあり方を整理した報告書を取りまとめた。

今後は、本報告書を踏まえた上で、国リハにおいて第4期中期目標期間における業務運営の検討にあたり、とともに、さらに長期的な視点に立った今後の国リハの事業のあり方の整理を進め、障害者の自立及び社会参加の推進に貢献することを期待する。

I リハビリテーションニーズが満たされていない、又は高度な支援を必要とする 障害者、難病者等への支援

【国リハが対象とすべき利用者像とその支援体制】

- 重複で精神障害のある者等、他の機関では対応が困難な者を支援の対象とすべきではないか。
- 加齢による障害状況の変化や二次障害のあるような者を対象にすべきではないか。また、そのような者への支援手法を開発し、それを地域に普及させる必要があるのではないか。
- 難病の者への支援については、国リハで実施してノウハウや知見を蓄積し、それを地域に普及させていく必要があるのではないか。
- どのような支援が必要となるのか調査を行い、当事者の具体的なニーズを分析、把握する等した上で、国リハが対象とする利用者像や事業展開を検討すべきではないか。

【遠隔リハビリテーション等による伴走型支援の実施】

- 地域に戻った利用者個人への支援も必要ではあるが、今後その者を支援していくことになるであろう地域の専門機関や専門家とのつながり、それらへの支援等も必要となるのではないか。

【理療教育】

- 国立施設の提供するサービスという観点から、利用者は少ないけれども、事業を続けていく必要があるかどうかについて、よく検証する必要があるのではないか。定員や規模も含めて、現状に即したサービスのあり方を検討する必要があるのではないか。
- 理療教育だけでなく、医療や福祉、就労における視覚障害者の現状の支援ニーズをよく調べた上で、事業展開を検討する必要があるのではないか。
- 重複障害のある視覚障害者への理療教育は、引き続き対応していく必要があるのではないか。

国立障害者リハビリテーションセンターの事業のあり方についての検討会 報告書（概要）（令和6年12月18日）

【就労移行支援】

- 重度の肢体不自由の者や高次脳機能障害の者への就労移行支援等は、国リハでの実践を重ね、支援手法を開発し、それを地域に普及させる必要があるのではないか。
- 難病の者も就労移行支援の対象にする場合、支援実施体制や現行システムにおいて解決しなければならない課題等をよく整理する必要があるのではないか。
- 進行性の難病のある者等は就労移行支援の対象になりにくく、支援そのものも難しい。このため、リモートでの助言や訪問等で、在宅ワークを想定して自宅環境を整える等の対応は考えられるのではないか。
- 国リハで行われる就労移行支援の効果測定等を行い、利用者の置かれている状況や利用者のニーズに応じて、どのようなサービスを受ければ雇用にまで結びつくのかというところを社会に示す必要があるのではないか。また、そのような効果測定等を行う場合、地方自治体等においても有効活用できるような形で結果を示す必要があるのではないか。

Ⅱ 公的機関が担うべき、障害やリハビリテーションにかかる人材育成

- 言語聴覚士や義肢装具士については、医療現場では不可欠な職種であり、人材確保に困っている状況が現場としてはあるので、引き続き国リハで養成していく必要があるのではないか。
- 手話通訳については、聴覚障害者への情報保障という観点から、今後、ますます社会的なニーズが増大していくことが予想されるため、養成することは必要なのではないか。
- 学生数や受講者数が少ないからすぐにやめると考えるのではなく、その専門職の養成の必要性を十分に検証する必要があるのではないか。
- 職能団体等が行っている研修とのすみ分けを図り、職能団体等では実施できない研修の実施とともに、そのノウハウの普及等について検討する必要があるのではないか。

国立障害者リハビリテーションセンターの事業のあり方についての検討会 報告書（概要）（令和6年12月18日）

Ⅲ 障害とリハビリテーションに関する研究及び情報発信

【研究テーマの設定】

- 研究テーマの設定にあたり、厚労省の意向を確認したり、逆に国リハから厚労省に提案したりするような機会を設ける必要があるのではないか。
- トップダウン的なテーマ設定において、当事者視点からのプライオリティ設定を意識する必要があるのではないか。
- 研究者個人の発案によるテーマ設定や国の施策に資するテーマ設定に加えて、当事者視点のテーマ設定やサービス提供の現場発信のテーマ設定等も考えられる。国リハとして、これらをどのようなエフォートで実施していくのかについて検討する必要があるのではないか。

【事業成果の効果的な普及、障害の理解促進・普及啓発】

- 国リハの関係人口を増やすため、まずは国リハの周辺地域における相談支援機関等（ステークホルダー）に属する専門職等を対象とした取組内容の説明会等をより積極的に実施する等、顔の見える関係性を量的に増やししながら、国リハで行っている各種事業や取組についての普及啓発を強化してはどうか。

Ⅳ 障害分野に関する政策課題への取組

【国リハの事業運営における障害当事者の視点の反映】

- 事業運営の方針決定に障害当事者の視点をどのように取り入れていくかについては、以下のような視点を重視すべきではないか。
 - 多くの当事者が参加可能となる仕組み
 - 現場職員だけでなく、意思決定に関わるような部署やポストといった、運営側の立場への参画
- 当事者から意見をうかがうヒアリングの機会を定期的に設ける必要があるのではないか。その場合、当事者個人としての意見だけでなく、当事者団体等の組織を代表するような形での意見聴取を行うべきではないか。また、その当事者団体が事業運営の方針決定に関わるような仕組みを検討する必要があるのではないか。

国立障害者リハビリテーションセンターの事業のあり方についての検討会 報告書（概要）（令和6年12月18日）

【障害にかかる統計やデータベースへの関わり】

- 障害にかかる公的な統計データに有用なものが多くないことに加え、人材や費用確保の観点からも国の機関でないと取り組むことが難しい面があると思われる。当初は、対象とする障害を限定した形でもよいので、積極的に取り組むべきではないか。

その他（全体）

- 国リハにしかできない事業を創設し、その後、当該事業にかかる知見やノウハウを地域や民間に普及させることで結果的に国リハの事業が減少したのであれば、その事業は役割を全うしたと考えてよいのではないか。
- 障害当事者のニーズも時々刻々と変わってきていることから、当事者がどのようなことを求めている、そのニーズを満たすためにはどのようなことが障壁となっているのか、といったことを把握し、整理することが重要であるとする。
- 新しい事業や取組を実際に行っていこうとする場合、その内容や実施体制とともに、役割を終えた事業や取組を減らしたり、廃止することも合わせて検討する必要があるのではないか。